佐賀県保健福祉事務所管理規則 の 部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年三月三十一日

佐賀県知事 古 川 康

佐賀県規則第三十四号

佐賀県保健福祉事務所管理規則の 一部を改正する規則

佐賀県保健福祉事務所管理規則 (平成十八年佐賀県規則第二十七号) の 部

を次のように改正する。

第二条中「又は室」を削り、 同条の表中「検査室」 を削る。

第三条第四項に次の一号を加える。

十一 衛生上の簡易な試験検査に関すること。

に限る。 四号を同項第十五号とし、 伊万里保健福祉事務所に限る。 十九号までを一号ずつ繰り下げ、 第三条第五項第十六号中「(鳥栖保健福祉事務所及び伊万里保健福祉事務所 )」を削り、 同条第六項中第二十号を第二十一号とし、 同項第十三号の次に次の一号を加える。 )」を削り、 同項第十五号中「(鳥栖保健福祉事務所及び 同号を同項第十六号とし、 第十六号から第 同項第十

年法律第百七十五号)の施行に関すること。 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(昭和二十五

1

に限る。 第三条第七項第十三号中「(鳥栖保健福祉事務所及び伊万里保健福祉事務所  $\succeq$ を削り、 同条第八項を削る。

第四条第一項中「、室に室長」を削る。

第五条第五項中 「又は室長」を削り、  $\neg$ その課又は室」 を「 その課」 に改め

附則

ಠ್ಠ

こ の規則は、 平成二十二年四月一日から施行する。